

エバー航空 日本支社
2025年3月19日

2025年4月1日以降発券分 燃油サーチャージについて

弊社では、2011年10月より燃油サーチャージ額の設定を2ヶ月毎に見直すこととしております。2025年4月以降の燃油サーチャージは下記の通りです。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

燃油サーチャージ（日本発航空券）

2025年4月1日から2025年5月31日発券分まで

サーチャージ額：

① 日本発台湾行き燃油サーチャージ額（1旅客1区間当たり）【変更】

日本（沖縄を除く）＝台湾 6,500円

沖縄＝台湾 3,500円

② 日本発台北以遠燃油サーチャージ額（1旅客1区間当たり）【継続】

台湾＝欧州／北米／オーストラリア 13,000円

バンコク＝欧州 13,000円

台湾＝アジア（香港／マカオ含む） 4,600円

※日本発以外の燃油サーチャージ額につきましては、弊社までお問い合わせください。

*燃油サーチャージは、燃油価格の変動により変更となる場合があります。見直し時期は下記表1の通りです。ただし、関係国政府の認可条件により、適用額が予告なしに変更される場合があります。

*適用条件：

- ① 大人・小児・幼児ともに同額をご負担いただきます。但し、座席を使用しない2歳未満の幼児の燃油サーチャージは免除とします。
- ② 本燃油サーチャージは関係国政府認可取得後に適用いたします。
- ③ 「値上げ・値下げ・廃止」すべての場合において混乱を回避する為、適用基準は「発券日」です。発券後のサーチャージ額の増減に伴う調整は、お客様都合による航空券再発行時を除き行いません。
- ④ 上記、燃油サーチャージに加え日本発航空券の場合1区間につき別途航空保険料**400円**（大人・小児・幼児ともに同額）がかかります。

**日本における燃油価格変動に対する措置（日本発台北路線の場合）

- ・ 毎年2月・4月・6月・8月・10月・12月に航空燃油（シンガポールケロシン）価格を確認し直前2ヶ月平均の航空燃油価格を基に燃油サーチャージを算出（表1参照）。航空燃油価格が燃油サーチャージ適用基準額を満たした場合、表1の実施時期からの適用を関係国政府に認可申請致します。
- ・ 航空燃油価格は、日本経済新聞上で発表されるシンガポールケロシン価格の月平均を指標として計算しております。

表1. 燃油サーチャージ見直し実施時期等について

実施時期（発券日ベース）	平均航空燃油価格の確認時期	平均航空燃油価格算出対象期間
4月1日	2月に確認	12月から1月までの2ヶ月平均価格
6月1日	4月に確認	2月から3月までの2ヶ月平均価格
8月1日	6月に確認	4月から5月までの2ヶ月平均価格
10月1日	8月に確認	6月から7月までの2ヶ月平均価格
12月1日	10月に確認	8月から9月までの2ヶ月平均価格
2月1日	12月に確認	10月から11月までの2ヶ月平均価格

以上

<本件に関するお問合せ先>

エバー航空 予約センター

TEL:03-4212-3806 FAX:03-5798-0511

ホームページ:<http://www.evaair.com/>